

(別紙) 借換え可否一覧表

| 既往債務 (県市町制度融資・プロパー資金含む) | | 借換の可否 (新制度における売上高等減少要件を満たすことが前提) | | |
|---|------------------------|----------------------------------|----------------------|------------------------|
| 承諾時期 | 承諾を受けた保証制度 | SN5号(▲5%) (80%保証) | 危機(▲15%) (100%保証) | SN4号(▲20%) (100%保証) |
| <p>★以外でSN5号▲15%を取ることがないよう、金融機関による前さばきで必ずチェックをしてもらうようにする</p> | | 個人 (小規模のみ) : 保証料0 + 金利0 | | |
| | | 小・中規模 : 保証料1/2 | | |
| | | ★のケースのみ | 小・中規模 : 保証料0 + 金利0 | |
| 1/28以前 | 80%保証 (一般、SN5号等) | ○ ★中小▲15%なら 保証料0 + 金利0適用 | × | × |
| | 100%保証 (SN4号等) | ○ | ○ | ○ |
| 1/29 ～ 制度開始前 | 80%保証 (一般、SN5号等) | ○ | ○※1 | ○※1 |
| | 100%保証 (SN4号等) | ○ | ○ | ○ |
| 制度開始後 | 新制度におけるSN5号 | ○ | ○※2 | ○※2 |
| | 上記以外の80%保証 (一般保証含む) | ○ ★中小▲15%なら 保証料0 + 金利0適用 | ×※3 | ×※3 |
| | 100%保証 (SN4号等) | ○ | ○ | ○ |

減免措置

※1/29相談窓口設置日

※1 1/29～制度開始前までに80%保証を利用した事業者で、制度開始後に売上高等が▲15%以上減少した場合に限り、危機関連やSN4号に借換可能とする。
 ※2 新制度におけるSN5号を既に利用している事業者で、売上高等がSN5号の融資実行後に▲15%以上減少した場合に限り、危機関連やSN4号に借換可能とする。
 ※3 ※2以外の80%保証は原則通り、100%保証への借換は認めない (5号すら利用しないのはコロナの影響を受けていないと判断できる)。